

表1 【歯科】近畿各県 個別指導の実施件数・割合一覧

		近畿各県					
		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
2008年度	実施計画(割合)	27 (5.1%)	88 (6.4%)	62 (1.1%)	34 (1.1%)	31 (4.3%)	22 (3.9%)
	実施件数(割合)	10 (1.9%)	16 (1.2%)	5 (0.1%)	10 (0.3%)	30 (4.1%)	21 (3.7%)
2009年度	実施計画(割合)	39 (7.3%)	92 (7.0%)	14 (0.3%)	109 (3.7%)	38 (5.3%)	55 (9.6%)
	実施件数(割合)	21 (3.9%)	11 (0.8%)	8 (0.1%)	27 (0.9%)	28 (3.9%)	22 (3.9%)
2010年度	実施計画(割合)	22 (4.0%)	53 (4.1%)	215 (4.0%)	119 (4.0%)	29 (4.1%)	24 (4.3%)
	実施件数(割合)	22 (4.0%)	11 (0.8%)	46 (0.9%)	26 (0.9%)	29 (4.1%)	21 (3.7%)
2011年度	選定件数(割合)	23 (4.1%)	51 (4.0%)	215 (4.0%)	119 (4.0%)	20 (2.9%)	20 (3.6%)
	実施件数(割合)	23 (4.1%)	8 (0.6%)	40 (0.7%)	26 (0.9%)	20 (2.9%)	20 (3.6%)
2012年度	選定件数(割合)	23 (4.0%)	53 (4.0%)	216 (4.0%)	119 (4.0%)	27 (3.9%)	23 (4.1%)
	実施件数(割合)	23 (4.0%)	12 (0.9%)	48 (0.9%)	15 (0.5%)	27 (3.9%)	19 (3.4%)
2013年度	選定件数(割合)	21 (3.7%)	53 (4.0%)	216 (4.0%)	20 (0.7%)	28 (4.0%)	22 (4.0%)
	実施件数(割合)	21 (3.7%)	14 (1.1%)	47 (0.9%)	12 (0.4%)	28 (4.0%)	22 (4.0%)
2014年度	選定件数(割合)	16 (2.8%)	53 (4.0%)	217 (4.0%)	120 (4.0%)	25 (3.6%)	18 (3.3%)
	実施件数(割合)	15 (2.6%)	13 (1.0%)	35 (0.6%)	31 (1.0%)	23 (3.3%)	18 (3.3%)
2015年度	選定件数(割合)	24 (4.3%)	57 (4.3%)	231 (4.3%)	128 (4.3%)	25 (3.6%)	23 (4.2%)
	実施件数(割合)	22 (4.0%)	16 (1.2%)	47 (0.9%)	23 (0.8%)	23 (3.3%)	22 (4.0%)

※割合は当該年度の保険医療機関数に対する比率

図1 個別指導の選定基準(新規指定の個別指導を除く)

選定基準と対象選定	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	支払基金・国保連合会・保険者・患者等からの情報があり、地方厚生(支)局都道府県事務所が必要と認めたもの	個別指導結果で「再指導」または「経過観察」であった、未改善のもの	「注意」のもの、または「警告」のもの	(医療法上の)医療監視で「問題」があったもの	検察または警察からの情報があり必要と認めたもの	他の医療機関の指導・監査に関連して必要と認めたもの	会計検査院の実施結果の結果により必要と認めたもの	集団的個別指導の指導対象レセプトの大部分が適正を欠くもの	正当な理由なく、「集団的個別指導」を拒否したもの	一件当たりの点数の高い医療機関(集団的個別指導からの移行)

優先的に実施されている

表2 【歯科】近畿各県 個別指導の選定理由別実施状況一覧

		近畿各県					
		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
高 点 数	2008年度件数(割合)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25 (83.3%)	14 (66.7%)
	2009年度件数(割合)	6 (28.6%)	4 (36.4%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	19 (67.9%)	9 (40.9%)
	2010年度件数(割合)	15 (68.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (19.2%)	15 (51.7%)	14 (66.7%)
	2011年度件数(割合)	15 (65.2%)	0 (0.0%)	3 (7.5%)	0 (0.0%)	13 (65.0%)	11 (55.0%)
	2012年度件数(割合)	黒塗り(非開示)					
	2013年度件数(割合)	16 (76.2%)	1 (7.1%)	非開示	非開示	12 (42.9%)	9 (40.9%)
	2014年度件数(割合)	11 (73.3%)	4 (30.8%)	5 (14.3%)	2 (6.5%)	11 (47.8%)	3 (16.7%)
	2015年度件数(割合)	15 (68.2%)	0 (0.0%)	非開示	3 (13.0%)	16 (69.6%)	8 (36.4%)
情 報 提 供	2008年度件数(割合)	0 (0.0%)	11 (68.8%)	4 (80.0%)	5 (50.0%)	0 (0.0%)	2 (9.5%)
	2009年度件数(割合)	1 (4.8%)	2 (18.2%)	5 (62.5%)	10 (37.0%)	2 (7.1%)	2 (9.1%)
	2010年度件数(割合)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	37 (80.4%)	12 (46.2%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)
	2011年度件数(割合)	3 (13.0%)	2 (25.0%)	20 (50.0%)	4 (15.4%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)
	2012年度件数(割合)	黒塗り(非開示)					
	2013年度件数(割合)	0 (0.0%)	7 (50.0%)	非開示	非開示	1 (3.6%)	0 (0.0%)
	2014年度件数(割合)	0 (0.0%)	1 (7.7%)	5 (14.3%)	8 (25.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	2015年度件数(割合)	1 (4.5%)	5 (31.3%)	非開示	3 (13.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
再 指 導	2008年度件数(割合)	6 (60.0%)	4 (25.0%)	1 (20.0%)	4 (40.0%)	3 (10.0%)	5 (23.8%)
	2009年度件数(割合)	12 (57.1%)	5 (45.5%)	2 (25.0%)	17 (63.0%)	7 (25.0%)	9 (40.9%)
	2010年度件数(割合)	7 (31.8%)	9 (81.8%)	9 (19.6%)	8 (30.8%)	11 (37.9%)	7 (33.3%)
	2011年度件数(割合)	5 (21.7%)	6 (75.0%)	17 (42.5%)	22 (84.6%)	5 (25.0%)	9 (45.0%)
	2012年度件数(割合)	黒塗り(非開示)					
	2013年度件数(割合)	4 (19.0%)	6 (42.9%)	非開示	非開示	15 (53.6%)	12 (54.5%)
	2014年度件数(割合)	4 (26.7%)	8 (61.5%)	22 (62.9%)	20 (64.5%)	12 (52.2%)	15 (83.3%)
	2015年度件数(割合)	6 (27.3%)	10 (62.5%)	非開示	17 (73.9%)	7 (30.4%)	14 (63.6%)
そ の 他	2008年度件数(割合)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)
	2009年度件数(割合)	2 (9.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)
	2010年度件数(割合)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.8%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)
	2011年度件数(割合)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	2012年度件数(割合)	黒塗り(非開示)					
	2013年度件数(割合)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	非開示	非開示	0 (0.0%)	1 (4.5%)
2014年度件数(割合)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (8.6%)	1 (3.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
2015年度件数(割合)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	非開示	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	

社保研究部
だより

近畿の府県比較からみた 個別指導の現状と課題①

協会・保団連は、指導、監査などの改善を求めて、個別指導などの情報公開も求めているが、依然として非開示項目があり、十分に情報公開されていない。その限られた情報から読み取れる、近畿内の個別指導の傾向などを探ってみよう。

マンパワーの差で 計画と実績が乖離

個別指導の実施計画と

実際の実施件数とを比べたものが表1である。個別指導の担当部局が社会保険事務局から地方厚生

局の都道府県事務所(大阪は指導・監査課)に移管された2008年度以降から2015年度までを比較した。

指導大綱では年度ごとに個別指導の実施計画を立てている。計画通りに実施できているのは、滋賀、和歌山、奈良の3県

で、それ以外は基準を大きく下回っている。特に大阪は、計画数の4分の1にも満たない。各年度のごとの実施件数の推移をみると、大阪で実際に実施できる件数は50件弱

計画に盛り込むのには理由がある。それは、指導大綱で高点数を理由に選定する医療機関の割合を

実施できない数を毎年計画に盛り込むのには理由がある。それは、指導大綱で高点数を理由に選定する医療機関の割合を

実情上回る計画数
高点数選定が原因

実情上回る計画数
高点数選定が原因

情報提供を最優先
高点数は最劣位

非開示目立つ大阪
高点数個別漸増か

この順位で実施可能な範囲内に割り当てる。

人数割合が他府県に比べて低いことが影響している。このような現状に加え、監査にマンパワーが割かれる年度は、実施件数がさらに減る。今後

ため、実施計画数が増加する仕組みになっている。ちなみに、2017年度に大阪で高点数によって選定された医療機関数は194件である。

個別指導の選定理由別の実施件数が府県別に開示され、高点数、情報提供、再指導の割合が示されている(表2)。そこには、黒塗り(非開示)という項目が見られ、依然として秘密主義で被指導者と真摯に向き合おうとしない体質が表れている。

大阪は、非開示扱いの年度が複数あり、経年の充分析は困難だが、2009年度、2011年度、2014年度と件

(つづ)